

館山市普通財産売払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市が所有する普通財産（土地に限る。以下同じ。）の売払いに係る事務に関し、館山市普通財産売払事務取扱要綱（平成20年告示第49号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(普通財産売払申請)

第2条 普通財産の売払いのうち、随意契約により売払いを受けようとする者は、次に掲げる書類を市長へ提出するものとする。ただし、第5号に規定する「隣接土地所有者同意書」にあつては、借地法又は借地借家法に基づく、賃貸借契約をしている場合、又は公共団体に売払う場合は不要とする。

- (1) 普通財産売払申請書（別記第1号様式）
- (2) 不動産鑑定に係る同意書（別記第2号様式）
- (3) 別記第1号様式及び別記第2号様式に係る印鑑登録証明書
- (4) 位置図、案内図、公図写し、現況平面図、地積測量図等
- (5) 隣接土地所有者同意書（別記第3号様式）
- (6) 別記第3号様式に係る印鑑登録証明書
(法定外公共物用途廃止申請に使用した写しでも可)
- (7) 売払いを受けたい土地と隣接土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）
(法定外公共物用途廃止申請に使用した写しでも可)
- (8) 現地写真（現況、境界位置等）

(売払価格の決定)

第3条 普通財産の売払い価格は、当分の間、要綱第3条第1号に示す不動産鑑定による評定価格とする。

- 2 不動産鑑定による評定価格とは、不動産鑑定士が示す鑑定書価格及びこれに準じる意見書価格とする。

(不動産鑑定の区分)

第4条 評定価格の予定が100万円未満の場合は、不動産鑑定士が示す鑑定書価格又は意見書価格によるものとし、評定価格の予定が100万円以上の場合は、不動産鑑定士が示す鑑定書価格によるものとする。

(不動産鑑定の依頼)

第5条 不動産鑑定の依頼は館山市が行う。

(不動産鑑定の結果報告)

第6条 鑑定書又は意見書は2通作成し、館山市と普通財産の売払いを受けようとする者が、それぞれ1通ずつ保管する。

(不動産鑑定の費用負担)

第7条 不動産鑑定の費用は、普通財産の売払いを受けようとする者が負担するものとし、その支払いは、不動産鑑定に先立ち行うものとする。

(その他)

第8条 法定外公共物用途廃止申請の際に売払い価格を必要とする場合は、第2条第2号及び第3号の書類を市長へ提出することにより、第3条から第7条を適用する。

- 2 この要領に定めるもののほか、普通財産の売払いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月22日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年5月16日から施行する。